

岐阜大学産官学連携推進本部 知的財産部門主催

知的財産セミナー

事例に学ぶ知的財産

Twitter 投稿イラスト盗用事件

日時 平成30年11月16日(金) 17:00~18:00

場所 岐阜大学 研究推進・社会連携機構 1階ミーティングルーム

講師 岐阜大学客員教授

特許業務法人 広江アソシエイツ特許事務所

会長 弁理士 廣江 武典



特許業務法人

広江アソシエイツ特許事務所

岐阜市宇佐3丁目4-3 〒500-8368

Tel 058-276-2122 Fax 058-276-7011

E-Mail info@hiroe.co.jp

Website <http://www.hiroe.co.jp/>

東京地裁平成 29 年（ワ）第 39658 号 損害賠償請求事件 平成 30 年 6 月 7 日判決言渡

事案の概要

原告が Twitter に投稿し、原告が著作権を有するイラスト 3 点を被告が自己のウェブサイトに掲載した行為が著作権（送信可能化権）の侵害に当たるとして争われた事件

著作権法 2 条 1 項

- ・ 公衆送信とは公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線通信の送信を行うこと。
- ・ 自動公衆送信とは、公衆送信のうち公衆からの求めに応じ自動的に行うもの。
- ・ 送信可能化とは自動公衆送信装置に情報を入力すること。

著作権第 23 条 1 項 2 項

1. 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。
2. 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

原告

専門的な技術を有するイラストレーターで、出版社から依頼を受けてイラストを作成している。

被告

被告は、インターネットメディア事業等を目的とする株式会社であり、「ガールズVIPまとめ」と題するウェブサイトを運営している。



本件イラスト

「どの壁ドンがお好き？」

「どの壁ドンがお好き？ その2」

「不本意な壁ドンをされた時に、効果的な対処法をまとめました！」

と題する3点のイラスト



どの壁ドンがお好き？

被告の主張①

原告は、被告が本件各イラストを掲載することを許諾していた。すなわち、原告は、平成26年8月3日、ツイッターにおいて、「私はどちらかというと作者名さえ消されなければ無断転載？ どんどんやってくれたまえガハハ！ というタイプなんですけど」とのコメントを載せており、平成26年8月当時、原告は、被告を含む第三者が原告のイラストを掲載することについて許諾していた。

したがって、被告が本件各イラストを本件サイトに掲載した行為について、著作権侵害は成立しない。

原告の主張①

否認ないし争う。被告は、原告のツイッターにおける言動を恣意的に切り取っている。原告は、平成26年8月頃、他のツイッターユーザーから原告のイラストが無断転載されていると知らされたため、無断転載者に連絡してイラストの掲載を止めさせたことがあった。原告は、ツイッター上で、上記の件に関し、被告が指摘するコメントを載せたが、原告は、当該コメントに続けて、無断転載を放置していると無断転載者に不当に利益を与えてしまうことになることとコメントしており、むしろ、無断転載を許容しない旨の意見を表明している。

裁判所の判断①

原告は、平成26年8月3日、ツイッターにおいて、「私はどっちかという作者名さえ消されなければ無断転載？ どんどんやってくれたまえガハハ！ というタイプなんですがこの方針で無断転載イヤ派の方の画像も転載してるBOTとかを放置すると、海賊にエサを与えてることになってしまうんですねえ。イヤな渡世です。」とのコメントを掲載した。当該コメントは、原告が、本来、無断転載について寛容な考え方であるものの、無断転載を放置すると無断転載者に不当な利益を与えることとなってしまふと述べるもので、無断転載を無条件に許容することは問題がある旨の意見を表明するといえるものである。当該コメントによって、原告が被告による本件各イラストを本件サイトに掲載することを許諾していたと認めることはできない。

原告の主張②

原告は、専門的な技能を有するイラストレーターであり、出版社等から依頼を受けてイラストを作成している。原告のイラストは、インターネット上でも多大な人気を博しており、その価値は極めて高い。

そして、原告は、①ウェブサイト上に掲載する漫画について、漫画1頁当たり2万円、カラー扉絵は1頁当たり4万円という原稿料での制作依頼を受けたこと、②書籍の表紙用に制作したカラーイラストの原稿料が3万円であったこと、③年賀状用に制作したカラーイラストの原稿料が2万4

000円であったことから、本件各イラストの使用料は1年当たり10万円を下らないというべきである。

使用料相当額は90万円（10万円×3点×3年分）を下らない。

被告の主張②

ツイッターのサービス利用規約上、ツイッターの利用者は、他の利用者（投稿者）が投稿した記事（ツイート）については、ツイート自体を埋め込む方法によって他のウェブサイトに掲載することが認められている。原告は本件各イラストをツイッターに掲載しているから、原告は、第三者が原告のツイート自体を埋め込む方法で他のウェブサイトに掲載することは承諾していたといえる。被告は、当時、十分な経験がなかったことから、本件各イラストの画像自体を掲載する方法を採ってしまったが、ツイート自体を埋め込む方法を採れば適法に掲載することが可能であった。この点は損害額の認定に当たって考慮されるべきである。

本件各イラストの性質上、書籍の扉絵の原稿料（1点3000円）が算定資料になり得る事例であり、本件各イラストは3点（描かれた場面の数は合20計14枚）であり、構図も3種類程度しかないこと等を踏まえると、本件各イラストの使用料は高くても1回2～3万円程度である。

Twitter サービス利用規約

ユーザーの権利およびコンテンツに対する権利の許諾

ユーザーは、本サービス上にまたは本サービスを介して自ら送信、投稿または表示するあらゆるコンテンツに対する権利を留保するものとします。ユーザーのコンテンツはユーザーのものであります。すなわち、ユーザーのコンテンツ（他のコンテンツに組み込まれたユーザーの音声、写真および動画もユーザーのコンテンツの一部と考えられます）の所有権はユーザーにあります。

ユーザーは、本サービス上にまたは本サービスを介してコンテンツを送信、投稿または表示することによって、当社があらゆる媒体または配信方法（既知のまたは今後開発される方法）を使ってかかるコンテンツを使用、コピー、複製、処理、改変、修正、公表、送信、表示および配信するための、世界的かつ非独占的ライセンス（サブライセンスを許諾す

る権利と共に)を当社に対し無償で許諾することになります。このライセンスによって、ユーザーは、当社や他の利用者に対し、ご自身のツイートを世界中で閲覧可能とすることを承認することになります。ユーザーは、このライセンスには、Twitter が、コンテンツ利用に関する当社の条件に従うことを前提に、本サービスを提供、宣伝および向上させるための権利ならびに本サービスに対しまたは本サービスを介して送信されたコンテンツを他の媒体やサービスで配給、放送、配信、プロモーションまたは公表することを目的として、その他の企業、組織または個人に提供する権利が含まれていることに同意するものとします。ユーザーが本サービスを介して送信、投稿、送信またはそれ以外で閲覧可能としたコンテンツに関して、Twitter、またはその他の企業、組織もしくは個人は、ユーザーに報酬を支払うことなく、当該コンテンツを上記のように追加的に使用できます。

ユーザーは、ご自身が本サービス上でまたは本サービスを通じて送信、投稿または表示するコンテンツに関して、本規約で付与される権利を許諾するために必要な、すべての権利、ライセンス、同意、許可、権能および/または権限を有していることまたは得ていることを表明し保証するものとします。ユーザーは、ご自身が必要な許可を得ているまたはその他の理由により素材を投稿し Twitter に上記のライセンスを許諾することができる法的権限を有している場合を除き、当該コンテンツが著作権その他の財産権の対象となる素材を含むものではないことに同意するものとします。

裁判所の判断②

被告は、原告が著作権を有する本件各イラストを本件サイト上に掲載することによって、本件各イラストに係る送信可能化権（著作権法23条1項）を侵害した。そして、本件各イラストの内容その他認定説示したところによれば、被告には、当該侵害行為につき故意又は少なくとも過失が認められる。

したがって、原告は、被告に対し、民法709条及び著作権法114条3項に基づき、本件各イラストの著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額の損害賠償金の支払を求めることができるというべきである。

民法第 709 条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

著作権法第 114 条 3 項

著作権者は、故意又は過失により、その著作権を侵害した者に対しその著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。

本件サイトはインターネットメディア事業を行うことなどを目的とする被告が運営し、その閲覧数に応じて被告が収入を得るものであること（弁論の全趣旨）、その他本件における諸事情を総合すると、本件各イラストの使用に対し受けるべき金額は1年当たり3万円とするのが相当である。

原告が、本件各イラストの使用に対し受けるべき金銭の額は合計27万円（1年当たりの使用料3万円×3点×3年分）となる。

他方、被告は、ツイッターのサービス利用規約上、ツイート自体を埋め込む方法によって他のウェブサイトに掲載することが認められている点を損害額の算定において考慮すべきであると主張するが、被告の主張を前提としても、本件における被告の掲載行為が適法となる余地はなく、上記に述べた本件サイトの性質等に照らしても、被告の上記主張は採用することができない。

以上